

第4次地域福祉計画 進捗状況（障害者福祉計画）

基本理念:認めあい、つなぎあい、支えあうまち 東村山

資料3 第2回保健福祉協議会(H26.3.6)

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況(平成24年度)	今後の課題と方針	備考
基本目標	施策の方向	おもな取り組み				
1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉	(1)障害のある人への理解の促進(「心のバリアフリー」の促進)	①広報・啓発活動の充実	○障害者週間・福祉のつどい ○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会	○障害者週間・福祉のつどいの実施(平成24年12月7日～12月9日)。来場者延べ人数410名 ○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会では、圏域において、高次脳機能障害者の理解や地域支援充実のため、市民交流事業を開催している。	○各事業を引き続き実施する。	
		②福祉教育の充実	○特別支援教育運営委員会 ○特別支援教育推進計画	○特別支援教育運営委員会啓発部会による、啓発授業の実施。 ○特別支援学級在席児童・生徒の交流学習の実施。 ○特別支援学校在籍児童・生徒の副籍制度の実施。 ○特別支援教育に関する理解啓発リーフレットの配布。 ○人権教育の実施。	○各事業を引き続き実施する。	
		③地域での交流と生涯学習を通じた理解の促進	○市民運動会 ○産業まつり ○市民福祉カレッジ ○パソコン講習会	○市民大運動会に「ふれあいのまち」として参加。 ○市民産業まつりへ福祉関係団体による展示・販売を実施。 ○社会福祉協議会による市民福祉カレッジ(平成24年度6講座開催 参加延べ人数82名)の開催。 ○障害支援課にて購入したパソコンを中央公民館に保管し、PCサークル等に貸し出しを行っている。	○各事業を引き続き実施する。	
	(2)障害児教育支援の充実と障害者就労支援の推進	①就学前教育(療育)・保育の充実	○児童クラブ ○認可保育園 ○幼児室ポッポ ○あゆみの家幼児部	○平成24年4月に児童クラブ「栄町第2育成室」の開設を行い、受入れ枠を47名から49名とし、障害児受入れの充実を図った。 ○認可保育園17施設で障害児保育48名枠(1施設4名増)で実施。(利用実人員50名) ○「あゆみの家幼児部」「幼児室ポッポ」が児童発達支援事業を実施し、支援が必要な方にサービスを提供している。	○引き続き、障害児受入れの拡充に努める。	
		②放課後余暇活動の充実	○障害児通所支援 ○るーと	○「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等の児童福祉法に基づく障害児通所支援のニーズ把握のためのアンケート調査の実施。 ○地域デイ・グループ事業者(山鳩訓練室)の法内化移行。 ○「るーと」による「夏休み、冬休み、春休みくらぶ」、「こどもくらぶ」の実施。	○引き続き市内ニーズの把握に努め、障害児の放課後・余暇対策事業の推進を図る。 ○法内事業、法外事業における役割を整理していく。	
		③特別支援教育の推進	○特別支援教育運営委員会 ○特別支援教育推進計画	○通級指導学級の新規開設。(萩山小学校・東村山第四中学校) ○特別支援教育運営委員会の開催。 ○特別支援教育専門家チーム巡回相談・教員サポーター派遣事業の拡充。 ○校内委員会の充実。	○特別支援教育コーディネーターおよび教員の資質の向上。 ○就学相談、教育相談体制の充実。	
		④就労支援体制の充実	○障害者就労支援事業	○東村山市障害者就労支援室が身近な地域の就労支援機関として、就職準備や職場定着、職場開拓などの就労面の支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に提供している。(平成24年度新規就労者35名)	○障害者の就労実績が増える中、就職後の職場定着が課題となっているため、引き続き実態の把握に努める。	

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況(平成24年度)	今後の課題と方針	備考
基本目標	施策の方向	おもな取り組み				
1 みんなでつながり、参加する東村山の福祉	(3)地域の協働による地域福祉体制の推進	①地域ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東村山市における自立支援協議会のあり方検討会</li> <li>○東村山福祉ネットワークによる活動、支援。</li> <li>○東村山市精神保健福祉ケア検討会における関係機関のネットワーク構築。</li> <li>○東村山市精神保健福祉ケア検討会</li> <li>○東村山市精神保健福祉ケア検討会</li> <li>○居宅介護事業所交流会</li> <li>○北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東村山市における自立支援協議会のあり方検討会の開催。</li> <li>○東村山福祉ネットワークによる活動、支援。</li> <li>○東村山市精神保健福祉ケア検討会における関係機関のネットワーク構築。</li> <li>○居宅介護事業所交流会におけるネットワークづくり。</li> <li>○平成22年5月に北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会を結成し、広域で症例検討会、講演会を開催し、人材育成やネットワークの構築を図っている。</li> </ul>	○(仮称)東村山市自立支援協議会の設置に向け、既存のネットワークとの関係を整理し、東村山市に適した自立支援協議会を検討していく。	
		②社会福祉協議会との連携強化	○るーと運営連絡会議	○事業の適正な実施のため、運営連絡会議を開催。	○引き続き会議を実施し、連携を強化していく。	
		③NPO等民間団体等との協働	○福祉団体との協力	○福祉団体バザーや講演会等への協力。(後援等)	○引き続き協力していく。	
		④計画推進体制の確立	○障害者福祉計画推進部会	○障害者福祉計画推進部会の開催、計画の進捗管理。	○引き続き部会委員による事業の進捗管理を行う。	
2 相談しやすいしくみづくりとわかりやすい情報提供	(1)相談体制の充実	①包括的な相談体制の推進	○るーと・ふれあいの郷による相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援事業を地域自立生活支援センター「るーと」に委託。(平成24年度相談件数165件、相談延べ人数5,298人)</li> <li>○相談支援事業及び地域活動支援センターⅠ型事業を「ふれあいの郷」に委託。(平成24年度相談件数317件、相談延べ人数4,002人)</li> <li>○高次脳機能障害者、発達障害者(児)の相談対応充実のため市職員の専門研修の受講。</li> <li>○身体・知的障害者相談員の活用による身近な相談の実施。</li> </ul>	○各相談委託事業の業務内容を整理する。 ○身体・知的障害者相談員について、障害のある方の身近な相談先としての必要性から、引き続き実施する。	
		②福祉サービスの利用支援	○計画相談支援	○障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画策定事業所の指定を進めた。	○特定相談支援事業所(サービス等利用計画作成事業所)の拡充による事業推進。 ○相談支援機関等のネットワーク強化。	
	(2)情報のバリアフリー化の推進	①障害の特性に配慮した情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手話通訳者派遣事業</li> <li>○要約筆記者派遣事業</li> <li>○手話奉仕員養成研修事業(手話講習会)</li> <li>○障害特性に配慮した機器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の手話通訳者、手話ボランティアを養成するため手話講習会を開催。(入門昼クラス30回、入門夜クラス30回、通訳基礎クラス30回、通訳応用クラス20回、通訳養成クラス20回)</li> <li>○貸し出し可能な会議室における磁気ループの設置。</li> <li>○図書へのデジタイズの実施。</li> <li>○SPコードによる通知書の発送。</li> <li>○障害所管窓口における拡大読書器の設置。</li> </ul>	○市登録手話通訳者の人材確保。	
②多様な情報媒体の活用	○各種情報提供手段の活用	○障害者の状況により、FAXや電子メールで相談を受け付けている。 ○市のホームページでの音声読み上げソフト対応。	○引き続き実施する。			
③行政との情報交換	○特別支援学校福祉学習会等の開催	○特別支援学校との福祉学習会等(年4回程度)の開催。 ○障害者団体との意見交換会の実施。	○障害のある方からの情報を関係各所管に適切に伝え、今後の施策に活かすため、意見交換会を行う。			

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況(平成24年度)	今後の課題と方針	備考	
基本目標	施策の方向	おもな取り組み					
3 住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるしくみづくり	(1)地域生活を支える福祉サービスの充実	①自立を支援する福祉サービスの充実	○障害者自立支援法に基づく各種障害福祉サービス	○介護給付・訓練等給付等の障害者自立支援法による支援の実施。 ○視覚障害のある方の外出を支援する「同行援護」の基準時間拡大。 ○「移動支援事業」の学齢児における基準時間について検証を行った。	○難病の障害追加等の法改正を踏まえた、支援が必要な方への適切なサービスの提供。		
		②地域で暮らすための支援体制の整備	○地域移行支援・地域定着支援 ○グループホーム・ケアホームの整備	○長期入院者等の円滑な地域移行に向けた支援を行った。 ○グループホーム・ケアホームの待機リストを整備、ニーズの把握に努めた。	○グループホーム・ケアホームの拡充に努める。		
		③コミュニケーション支援の充実	○手話通訳者設置事業 ○手話通訳者派遣事業 ○要約筆記者派遣事業 ○日常生活用具給付事業	○聴覚障害者の相談を随時受け付ける手話通訳者を社会福祉協議会に設置。 ○手話通訳者派遣事業の実施。(派遣件数323件) ○要約筆記者派遣事業の実施。(派遣件数93件) ○手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業の適切な運営を図るため、当事者団体や支援団体を加えた連絡調整会議を年3回開催。 ○障害のある方の利便性を高める日常生活用具の品目追加等の改正を行った。	○引き続き事業実施する。 ○日常生活良具給付事業の品目について、更なる検証に努める。		
	(2)地域での保健・医療サービス体制の充実	①地域医療に関する福祉サービスの利用促進	○自立支援医療制度	○自立支援医療制度(育成医療、更生医療、精神通院医療)について情報提供を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行った。	○引き続き実施する。		
		②保健・医療体制との連携による疾病予防と健康管理	○医療連携推進協議会	○歯科医療連携推進協議会における障害者の口腔ケア等についての理解の促進。 ○障害児(者)及び要介護者等へのかかりつけ歯科医の紹介。	○引き続き医療機関等との連携に努める。		
	(3)権利擁護支援体制の充実	①権利擁護体制の充実	○福祉サービス総合支援事業	○福祉サービス総合支援事業・成年後見制度推進事業の実施について、関係所管と検討を行った。 ○障害のある方の虐待相談体制を整備、研修等への参加。	○引き続き検討を行う。 ○障害者虐待相談窓口の継続周知。		
	4 福祉を推進していくためのまちづくり	(1)安心・安全まちづくりの推進	①要援護者対策の推進	○東村山市地域防災計画に基づく災害時要援護者支援全体計画	○要援護者名簿を整備を開始した。本制度を推進するため、関係者説明会並びに市民説明会を実施した。(H25.3.31現在2,056名登録) ○要援護者の見守りについて企業等との協定を結ぶとともに庁内マニュアルを策定した。 ○二次避難所の拡充にあたり調整を行った(さやま園・東村山福祉園・コロニー東村山・経済産業省研究所・社会福祉センター・あゆみの家)	○要援護者名簿のさらなる整備と個人情報の取り扱い、安否確認の方法について。	
			②地域で支える体制づくり	○総合震災訓練 ○ヘルプカード	○総合震災訓練の実施。障害者向けのプログラムを行った。 ○東京都のガイドラインに沿った様式でのヘルプカードの作成に向けて協議を行った。(東村山あんしんネットワーク)	○引き続き事業実施する。	
			③サービスの質の向上の促進	○第三者評価受審の促進	○障害者日中活動系サービス事業所運営費補助金により、市内通所事業所が福祉サービス第三者評価を受審した際の、受審経費の補助を実施。	○今後も第三者評価受審を各事業所に促していく。	

障害者福祉計画			おもな事業名称等	取り組み状況と進捗状況(平成24年度)	今後の課題と方針	備考
基本目標	施策の方向	おもな取り組み				
4 福祉を推進していくためのまちづくり	(2)福祉のまちづくり(バリアフリー)の促進	①バリアフリーの推進	○萩山文化センター東側順路付近の点字ブロック設置 ○久米川駅バリアフリー化設備等整備事業	○萩山文化センター東側からの順路に視覚障害者に向けた点字ブロックを設置し、通路を整備した。 ○久米川駅構内の移動の円滑化のため、バリアフリー化設備等を整備した。	○引き続き整備していく。	
		②移送サービスの促進	○ハンディキャブ ○コミュニティバス	○社会福祉協議会によるハンディキャブ移送サービスの実施。(平成24年度運行件数2,325件) ○東村山市地域公共交通会議において、コミュニティバスを含む市内の公共交通について協議を行った。また、コミュニティバスの新規導入・運行改善を支援する仕組み(ガイドライン)を策定した。	○ガイドラインに沿って、事業を進めていく。 ○市内の公共交通としての運賃格差や新規路線の実現費用との関連等から、財源の確保が課題となっている。	
	(3)地域の人材育成・地域福祉の促進	①生涯学習の充実とスポーツ・レクリエーション活動の推進	○障害のある人たちのアートコンクール ○るーと	○障害者週間・福祉のつどいにおいて、「障害のある人たちのアートコンクール」を開催。(参加作品59点) ○「るーと」の「日曜くらぶ」において、ハイキング、ソフトバレー、ユニカール等を実施。	○引き続き充実に努めていく。	
		②地域資源の活用による拠点づくりと活動の場の充実	○各種交流事業	○「るーと」の本人活動・交流活動事業などによる障害者の活動場所を充実。 ○「ふれあいの郷」内に障害者・地域の方が使用できる「ふれあい喫茶」を設置し地域交流の場を提供。 ○社会福祉協議会による「ふれあいスペース『いっぶく』」の設置。 ○中央公民館の「かめのこ学級」によるレクリエーション活動等。	○各委託事業の事業内容の整理し、充実を図る。	